

産業廃棄物の処理状況をインターネットで公表します

～ 全国初の「報告・公表制度」 ～

東京都では、本年9月に、産業廃棄物の適正処理の確保に向けた「報告・公表制度」を導入しました。この制度は、東京都廃棄物条例に基づき、産業廃棄物を排出し、または処理する事業者には、適正処理の取組や処理の状況等に係る報告を義務付け、それを東京都のホームページで公表するものです。

そのうち、産業廃棄物処理事業者からの初めての報告を、このたび取りまとめましたので、下記のとおり公表を開始いたします。報告内容は、だれでも簡単にインターネットで閲覧できます。

東京都は、今後、この制度の定着を図り、産業廃棄物の処理状況をより透明化するとともに、不適正な処理について立入指導を強化するなど、建設廃棄物や医療廃棄物を含む産業廃棄物の不法投棄を撲滅し、適正処理の徹底を目指していきます。

1 公表の対象となる事業者

産業廃棄物収集運搬事業者（積替・保管を行う者）及び産業廃棄物処分事業者

2 公表する内容

施設への搬入・搬出実績 廃棄物の保管状況 施設の稼働状況など（施設写真を含む）

3 公表を開始する日

平成17年12月16日（金） 午前0時から

4 報告の状況

今回は、10月末の報告期限内に報告のあった352社（対象事業者は801社）について公表します。その他については、記載内容等について確認中であり、今後順次公表していきます。

5 公表の方法

東京都環境局のホームページで公表

公表内容は、東京都環境局ホームページ内の下記のアドレスで検索可能です。

【産業廃棄物事業者検索システムアドレス】

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/search.htm>

6 その他

病院等、産業廃棄物を排出する事業者からの報告については、今後公表する予定です。

《問い合わせ先》

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

電話 03-5388-3586（直通）

1 産業廃棄物処理事業者に対する報告・公表制度（今回公表するもの）

（1）対象者及び対象者数

産業廃棄物処理事業者（801社）

産業廃棄物収集運搬業者（積替・保管を行う者）・・・ 486社

産業廃棄物処分業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315社

12月14日現在で、765社（約96%）が報告している。

（2）報告頻度

年2回

今回は、9月分の実績等について、10月末を期限に報告を求めている。

（3）報告の扱い

報告された項目は、担当者名と連絡先電話番号を除き、そのまま公表する。

未報告者に対しては勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 特定排出事業者に対する報告・公表制度（今後公表するもの）

排出事業者の取組が、公表により社会的評価を受けることで、適正処理への取組が促される。

（1）対象者及び対象者数

一定規模以上の建設業及び製造業、病院など（約1,300社）

（2）報告頻度

年1回

今年度は、11月末を期限に報告を求めており、現在、公表に向けて準備中

（3）報告項目

社内での管理体制、処理業者の選定方法、社内及び下請け業者への研修の実施状況など

（4）報告の扱い

産業廃棄物処理事業者に対する報告・公表制度と同様である。

公表画面のイメージ

【事業者の概要】

産業廃棄物処分量の処理状況報告書
(報告対象の期間: 2005年 09月～ 2005年 09月)

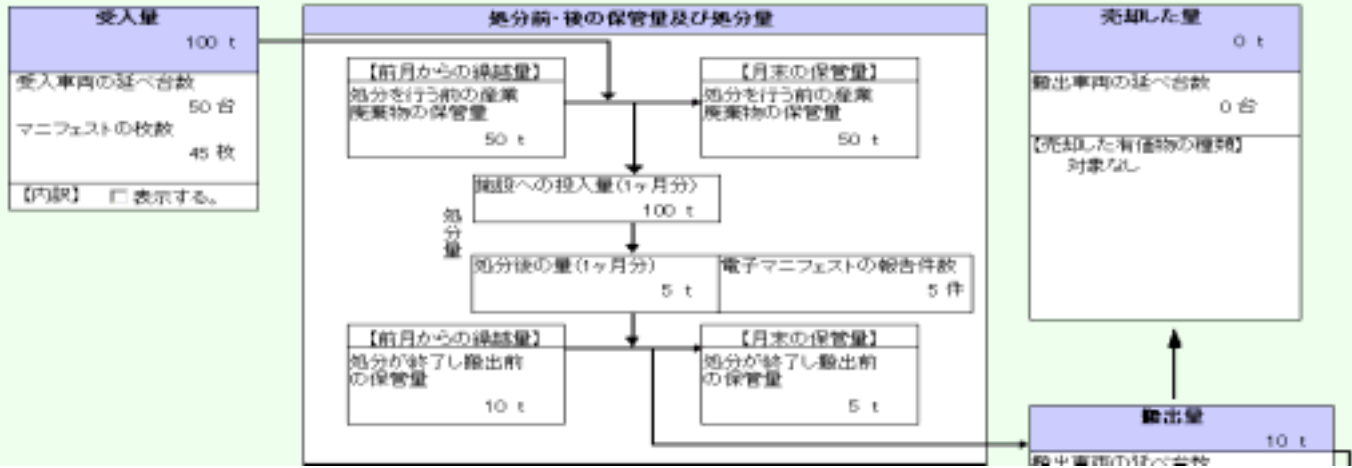
報告者	報告年月日 2005年12月13日
住所	東京都△△市〇〇×町〇〇××-△△
氏名	株式会社 〇×産業
	代表取締役 〇山 ×男
	(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
許可番号	te-st-200004

事業所の所在地	事業場(その1)	東京都新宿区〇-×-△	
---------	----------	-------------	--

処分を行う事業場(その1)の概要		主な運搬先	処分を行う事業場(その1)で処分した産業廃棄物の主な搬出先施設の所在地	
処分方法	処理能力		主な運搬先となっている中間処理施設の所在地	再度中間処理が必要な理由
焼却	20,000t/日 t/日	→	東京都新宿区	焼却灰の一部を熔融処理して資源化するため。

【施設への搬入量、保管量、処分量、搬出量】

処分を行う事業場(その1)への搬入量、保管量、処分量、搬出量



【施設の稼働状況（施設写真）】

西暦 2005 年 09 月 30 日 現在
施設名 焼却施設

①施設の外観



②処分前の産業廃棄物の保管状況



③施設への産業廃棄物投入状況

